

長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第 5 管 理 期 間)

平成 31 年 3 月 29 日公表

令和元年 11 月 15 日変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業、定置漁業等により、ほぼ周年漁獲される重要な資源となっており、また養殖用種苗としても広く利用されている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県総合水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業協同組合間や漁業者間の協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項

- 1 国の基本計画により決定された第5管理期間(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	688.8 トン (本県の当初配分量 645.2	う ち 当 初 留 保 枠 64.42 トンに、第4管理期間の超過に伴い
-----------------------------------	------------------------------	---

	トンに第 3 管理期間の獲り控え数量 31.7 トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の 11.9 トンを加えた数量)	県北海区から差引きした 6.58 トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の 11.9 トンを加えた 82.90 トンを本県の留保枠とする
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	158.3 トン	うち 11.49 トンを本県の留保枠とする

- 2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。
- 3 知事管理量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表(県のホームページに掲載。以下同じ。)する。当該公表がなされた場合は、翌管理期間の知事管理量は当該超過量を差し引いた数量とする。なお、一括で差し引けない場合に限り分割差引きとする。
- 4 上表の知事管理量について、2、3並びに以下の(1)及び(2)により変更があった場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、上表の知事管理量は当該公表を反映した数量とする。
 - (1) 国の留保枠から知事管理量へ追加配分した場合
 - (2) 他の都道府県及び大臣管理漁業と長崎県の間で配分量を融通した場合
- 5 2から4までの規定により知事管理量に変更された数量となった場合は、その旨を海区漁業調整委員会へ報告する。

- 6 知事管理量のうち未利用分については、国の繰越しルールに基づき翌管理期間に繰越しができるものとする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別又は採捕の種類別の数量に関する事項

1 定義等

- (1) 「定置漁業」とは、漁業法第6条第3項に規定する定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る)を指し、「漁船漁業」とは、指定漁業等を営む者及び法第3条第2項第6号の政令で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 「海区」とは、管理を行なう海域に属する漁業者の区分とし、本県は次の5つの海区に分けて管理を行う。

長崎市、佐世保市(大村湾海区漁業協同組合長会の地区)、西海市、西彼杵郡、島原市、雲仙市、南島原市、諫早市、東彼杵郡、大村市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「県南海区」という。)

佐世保市(大村湾海区漁業協同組合長会の地区を除く)、平戸市、松浦市、北松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下、「県北海区」という。)

五島市、南松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下、「五島海区」という。)

壱岐市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「壱岐海区」という。)

対馬市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「対馬海区」という。)

2 海区別又は採捕の種類別の割当量

第5管理期間の海区別又は採捕の種類別の割当量については、以下の考え方にに基づき下表のとおり配分する。

- (1) 知事管理量のうち、小型魚については平成 22 年から 24 年平均漁獲実績に基づき、また、大型魚については平成 27 年から 29 年平均漁獲実績に基づき、海区別、採捕の種類別に配分(当該数量を「基本配分量」という。)する。

- (2) 小型魚については、基本配分量に第3管理期間の獲り控え数量のうち第4管理期間に上乗せできなかった数量を加える

- (3) 第4管理期間に未利用が生じたため、国から戻入された過年度超

過(返済)分は、該当する海区に充当する。

小型魚

(単位:トン)

海区 / 採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	2.12	0.10	2.22
県北	22.76	4.01	26.77
五島	100.60	14.06	114.66
壱岐	123.73	3.92	127.65
対馬	322.14	12.46	334.60
県留保枠			82.90
合計			688.80

大型魚

(単位:トン)

海区 / 採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	0.30	0.60	0.90
県北	0.30	8.15	8.45
五島	0.30	10.98	11.28
壱岐	109.83	3.34	113.17
対馬	4.27	8.74	13.01
県留保枠			11.49
合計			158.30

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月31日時点において、2で定める海区毎の割当量の合計数量に対して15%超の未利用(消化率が85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量(オリンピック枠)の範囲で一定期間のオリンピック方式を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する1月31日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が100%以上の海区又は漁業種類はオリンピック方式への参加はできないものとする。
- (3) オリンピック方式の導入期間中、漁協は毎日の漁獲量を県に報告する。

県は、数量超過のおそれがあると認めた場合、オリンピック方式に

参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採捕停止を勧告する。

(4) オリンピック方式期間終了後、

オリンピック枠に未利用が生じた場合は、未利用分は県留保枠に充当する。

オリンピック枠に超過が生じた場合は、超過分はオリンピック方式で漁獲した海区ごとの割合で振り分け、当該海区の漁獲実績として管理する。

4 県留保枠からの追加配分

県の当初留保枠については、不慮の混獲等に対応するため、管理期間末まで 2 割(小型魚 12.87 トン、大型魚 2.28 トン)を留保し、県留保枠の残量は、以下のとおり各海区に配分する。

(1) 大型魚(9.28 トン)については、いずれかの海区の割当量の 7 割を超えるおそれがあると認める時に、海区毎の基本配分量の割合に基づき配分する。

(2) 小型魚(51.55 トン)については、海区の消化率(融通を行った場合は融通後)が 8 割に達した海区に基本配分量の割合に基づき追加配分する。

海区の消化率が 8 割未満のために管理期間終了 1 ヶ月前までに追加配分できなかった県留保枠(当初留保枠以外の留保分を含む。)は、1 月 31 日時点の海区毎の漁獲量(超過の場合は融通後の漁獲上限量までとする。)の割合に基づき配分する。漁船漁業と定置漁業の配分は各海区で定めるものとする。

オリンピック方式を実施した場合は、オリンピック枠内で漁獲した数量を除いて消化率を算定する。

5 県留保枠による超過量の相殺

第 4 管理期間で海区割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね 1 ヶ月以内に超過量を確定し公表するものとする。海区の超過量は、県留保枠で一部又は全量を相殺する。県留保枠に残余が生じた場合は、第 5 管理期間以降の過年度返済分へ充当する。なお、知事管理量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった超過量は、第 5 管理期間の海区割当量から差し引きし県留保枠に充当する。

6 割当量の変更内容の公表

第3の2の表の割当量について、3から5まで及び以下の(1)から(4)までにより変更する場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、同表の割当量は当該公表を反映した量とする。

- (1) 海区内の漁業種類間及び海区间の割当量を融通した場合
- (2) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成31年3月25日付け30水管第2795号)に基づき、他の都道府県及び大臣管理漁業と長崎県との配分量を融通した場合
- (3) 第4管理期間で知事管理量を超過し、第5管理期間の海區別又は採捕の種類別の割当量から差引きした場合
- (4) 国の留保枠からの追加配分を県の留保枠に充当した場合

7 海区漁業調整委員会への報告

3から6までの規定により海區別又は採捕の種類別の割当量に変更された数量となった場合は、その旨を海区漁業調整委員会へ報告する。

8 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が海區別又は採捕の種類別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた海区ごと又は採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
・定置漁業	・1か統当たり1トン/日を超える量の採捕
・漁船漁業	・1隻当たり300キログラム/日を超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の報告先	本県
○自漁協以外に水揚げの場合 各漁業者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に電話連絡 ○自漁協に水揚げの場合 漁協の販売担当者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に連絡	・漁協(参事(指導担当者)/支所長(支所責任者))は本県漁業振興課にメール/FAX/TEL 連絡 ・本県は送信者に受信連絡(メール、FAX で連絡を受けた場合)

各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合ごとの残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁。
はえ縄漁業 釣り漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流。

(4) 本県は、漁業協同組合毎に1日2トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量(留保を設定している場合は留保の数量を除く)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 漁船漁業の場合

第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)の放流に努める。

第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- ・ 漁業者は操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同

組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

第3で定める漁船漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、翌日は漁場移動又は漁業種類の変更、或いは休漁する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

(2) 定置漁業の場合

第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
- ・ 定置漁業の割当量の5割を超えた場合は、県は漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体を放流する。
- ・ 漁業者は一定以上の漁獲が連続した場合、休漁相当の取組み(輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等)の実施に努める。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確

認できた場合はこの限りではない。

- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろを採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国が行う釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけに協力するものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第2の知事管理量

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超えており、又はこえるおそれが著しく大きいと認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第3の海区別又は採捕の種類別の数量

本県の採捕の数量が第3の海区別又は採捕の種類別の数量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量

を超えないようにするため、海区別又は採捕の種類別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める時点で、採捕の停止命令をするものとする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出され、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、管内の遊漁船業者に対しても、同様の指導を行う。

クロマグロ混獲状況管理野帳

別紙1

報 告 月 : _____
 所 属 漁 協 : _____
 作 成 者 : _____
 漁 船 登 録 番 号 : _____

No.	作業日	正午位置 又は 操業位置		クロマグロ混獲状況				クロマグロ以外の漁獲 状況		対応方法	その他
		緯度	経度	クロマグロ 混獲尾数	うち 漁獲尾数	うち 生存放流尾数	目回り (kg/尾)	主として漁獲 した魚種	総漁獲尾数 (又は重量) (kg)		
(例)	○月○日			100	15	85	2kg	サバ、アジ	サバ○kg アジ△kg	たも網で放流	

(注1)クロマグロの混獲の無い場合でも、操業をおこなった場合には可能な限り、管理野帳を記載すること。
 (注2)対応方法の欄にはクロマグロの放流方法を明記すること。

定置網によるクロマグロ 漁獲状況(管理野帳)

★記載上の注意

・当野帳は、皆様の経験を踏まえた、**定置網におけるクロマグロの効率的な資源管理措置**を検討できるよう、**入網の動向と管理への取組を明確に記録するために使用する**ものです。

・記載内容は記入者の目視・感覚で良いです。より良い管理に向け、ご協力をお願いします。

報告月：

所属漁協：

作成者：

免許番号：

別紙2

[illegible]